

<原告とサポーターを募集します>

1 原告、サポーター

山口地裁の国家賠償請求訴訟の「原告」と、原告にはならないけれど原告や訴訟を応援してくれる「サポーター」を募集します。

原告には、山口県在住の個人なら誰でもなれます。未成年者でも可能です（親などの同意が必要）。国籍は問いません。

2 原告になったときの負担

裁判所に納める印紙代などの実費として、1人3000円を負担していただきます。また、提訴後1年経過以降は、「訴訟の会」（9月現在、設立準備中）の会費年2000円を納めていただきます。（弁護士は、手弁当で活動しますが、コピー代、会議のための交通費などは、会費やカンパでまかないます。）

裁判期日への出席は、必要的ではありません。代理人弁護士に任せてかまいませんが、できれば、法廷に出て、裁判を監視し見守って下さい。

自分の体験や思いをつづった「陳述書」の作成をお願いすることがあります。

3 サポーターとは

「訴訟の会」に入って、年会費1口2000円（何口でも）を納めていただきます。裁判傍聴や学習会、裁判を知らせる活動などにできる範囲で協力していただきます。

4 原告（サポーター）になるためには（申込み方法）

別紙の「申込書」に記載をして事務局あてに提出して下さい。

原告になるためには、訴状委任状の作成提出などが必要になりますので、申込みをされた方には、追って、個別に事務局から連絡をとります。そのうえで、正式に原告になる手続をすすめます。

原告募集の受付のしめきりは、11月15日です。

原告負担金（3000円）やサポーターの年会費の振込口座は、申込書を提出された方に、後日、お知らせします。

5 問合せ先

質問がありましたら、次の事務局に電話で問い合わせして下さい。

安保法制違憲訴訟山口 弁護団事務局

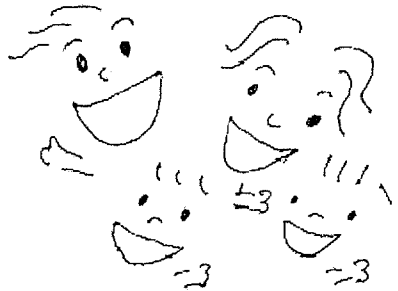
〒753-0074 山口市中央四丁目2番4号山口第一法律事務所気付

TEL : 083-922-7600 FAX : 083-922-7603

— 安保法制違憲訴訟山口弁護士からのよびかけ —

安保法制 いけん(違憲)よ! の裁判を山口で

あなたの言葉で
平和を守る



原告になりませんか

安保法制（平和安全法制整備法など）は2015年9月、多くの国民の反対、心配の声の中、強行成立。いま、発動されようとしています。自衛隊が、災害救助で命を救うのではなく、世界各地で殺し殺される現場に立とうとしています。

安保法制は、憲法9条のもとでは許されないとされてきた集団的自衛権や、他国の武力行使と一体となった後方支援などを認めるものです。憲法学者、もと内閣法制局長官、もと最高裁長官が「9条違反」と指摘しています。

本来なら、憲法改正手続をとらないとできないことを、それをやらず、国会の多数派で押し切ってしまいました。

憲法は、ひとりひとりの人権を守るため、政府や国会の多数派にしぼりかけるものです。政府や国会がそれを踏みにじるという異常な事態で、憲法の番人の役割をはたすのは、裁判所です。平和を願う私たち主権者の力で、裁判所を動かしましょう。

この裁判は、安保法制が私たちひとりひとりの平和のうちに生存する権利（憲法前文）などを侵害するとして、国を被告として慰謝料（1人10万円）を求める、国家賠償請求訴訟です。山口地方裁判所に提訴します。

全国各地で同じような訴訟が提起されています。山口県でも、県内の弁護士有志が準備をすすめています。

戦争が心配だし、腹は立つけど、何をしたいか、わからない、あなた。

あなたも原告になって、自分の言葉で「違憲」判決を求めませんか。

忘れちゃあ、いけん! あきらめちゃあ、いけん! 戦争は、いけん!

安保法制違憲訴訟山口 弁護士事務局

〒753-0074 山口市中央四丁目2番4号山口第一法律事務所

TEL: 083-922-7600 FAX: 083-922-7603